

2017年度シンガポール予算案 税制改正の概要

Deloitte & Touche LLP 日系企業サービスグループ(JSG)
2017年2月24日

1. 2017年度シンガポール予算案の概要

2017年度シンガポール予算案の骨子

2017年2月20日ヘン・スウィーキート財務相より2017年度予算案が発表された。

今回の予算案は、1) デジタリゼーション、2) イノベーション、3) インターナショナルライゼーションにフォーカスし、企業と社会が将来に向けて転換していくことを支援するために、より深いパートナーシップを築き、力強い能力を開発していくことに重点を置いている。

これは、Future Economy委員会の提言している長期戦略に基づきシンガポールの将来の成功機会を最大化するという方針に従ったものであるが、本年度予算案においては、税制の観点からは大きな政策変更は見られない。

一方で特徴としては、そのような戦略的転換のなかで、税制の変更もポイントを絞ったものとなっている。

具体的には、以下の内容が含まれている。

- SMEs等への短期的支援、ならびに、企業のイノベーション促進支援
- FTCスキームやGTPスキーム、国際化金融スキーム等の簡素化及び拡充
- 気候変動による海面上昇の危機に対応する多角的な対策
- 知的財産権のインセンティブへのBEPS対応等、国際的な動向への対応

2017年度シンガポール予算案の骨子

Carbon Tax

- 2019年からCarbon Tax(炭素税)導入する方針
- 温室効果ガス1トンあたり10~20ドルの税率を検討中

共生社会の創生

- コミュニティスポーツ支援に\$50 million拠出
- 地域精神衛生活動の向上に追加拠出

法人所得税

- 2017賦課年度の法人税リベート上限の増加(上限\$25,000)
- 法人税リベート期限の延長(2018賦課年度:上限\$10,000)
- GTPスキームの簡素化
- FTCスキームの簡素化
- CSAの損金算入要件のセーフハーバールール導入

文化活動

文化振興基金に\$150million拠出

産業転換プログラム

- 17業界のロードマップ作成
- National Productivity Fund (NPF:国家生産性基金)へ\$1 billion拠出

イノベーション

- National Research Fund (NRF:国家研究基金)に\$500 million拠出
- Public Sector Construction Productivity Fund (公共部門建設生産性基金)の創設
- 今後4年間で科学技術庁(Aスター)による400企業への支援拡大
- New Tech Access Initiativeの下、最新機器へのアクセス、訓練・助言の提供

Global Innovation Alliance

シンガポールのパートナーと新製品の革新的な研究開発を共同で行う外国企業の誘致

2017年度シンガポール予算案の骨子

国際化

- International Partnership Fund 創設と\$600 million 拠出
- 国際化金融スキームの強化

ファミリーサポート

- 個人所得税リベートの付与
- CFP housing 助成金の増加
- GSTバウチャーの引き上げ
- 保育園の増加
- 奨学金の増加

水

- 2017年7月より水道料金の30%値上げ
- Water Conservation Taxの引き上げ

生涯学習

- キャリアサポートプログラムの強化
- 将来的に雇用増加が見込まれる業界に対する“Attach and Train”イニシアティブの導入
- 生涯学習支援ファンドとSDFに\$26million 拠出

中小企業支援

- 中小企業向け運転資金融資支援を2年間継続
- SECの2019年末までの延長
- SMEs Go Digital Programmeの導入

ディーゼル税見直し

- ディーゼルの使用量に応じた課税方式へ変更
- 現行のディーゼル特別税の減額
- 道路税の見直し
- CEVSからVESへの変更

事業支援

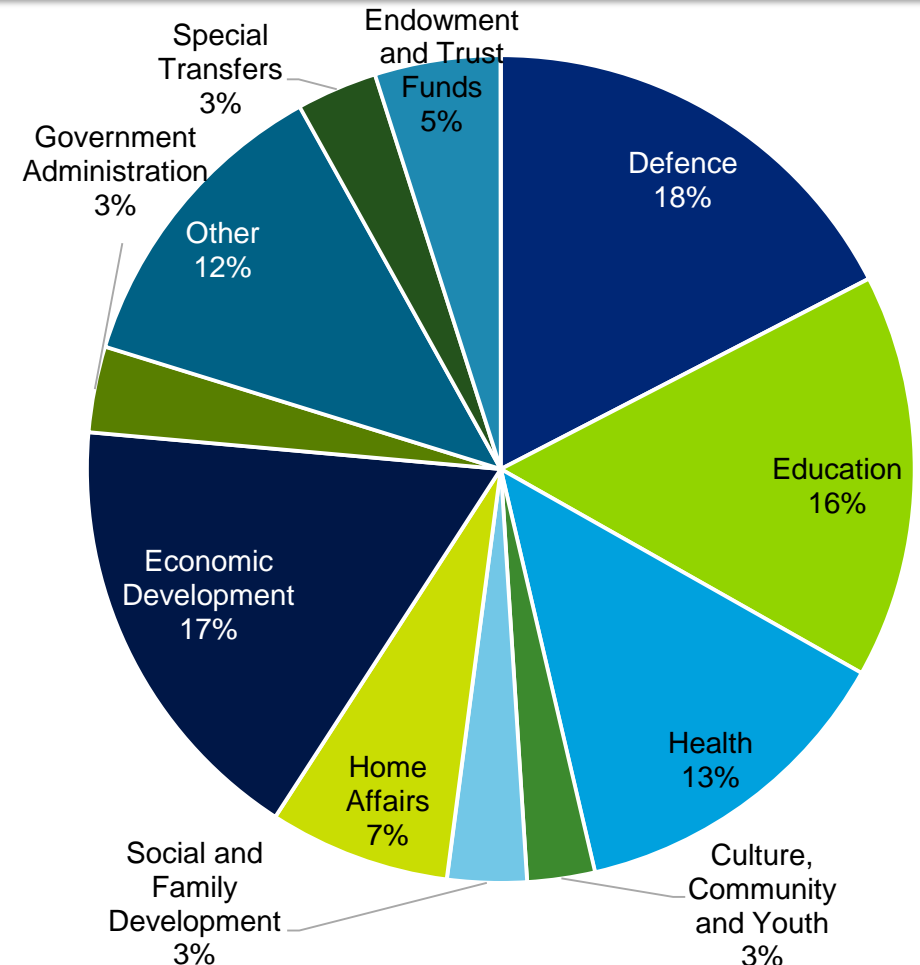
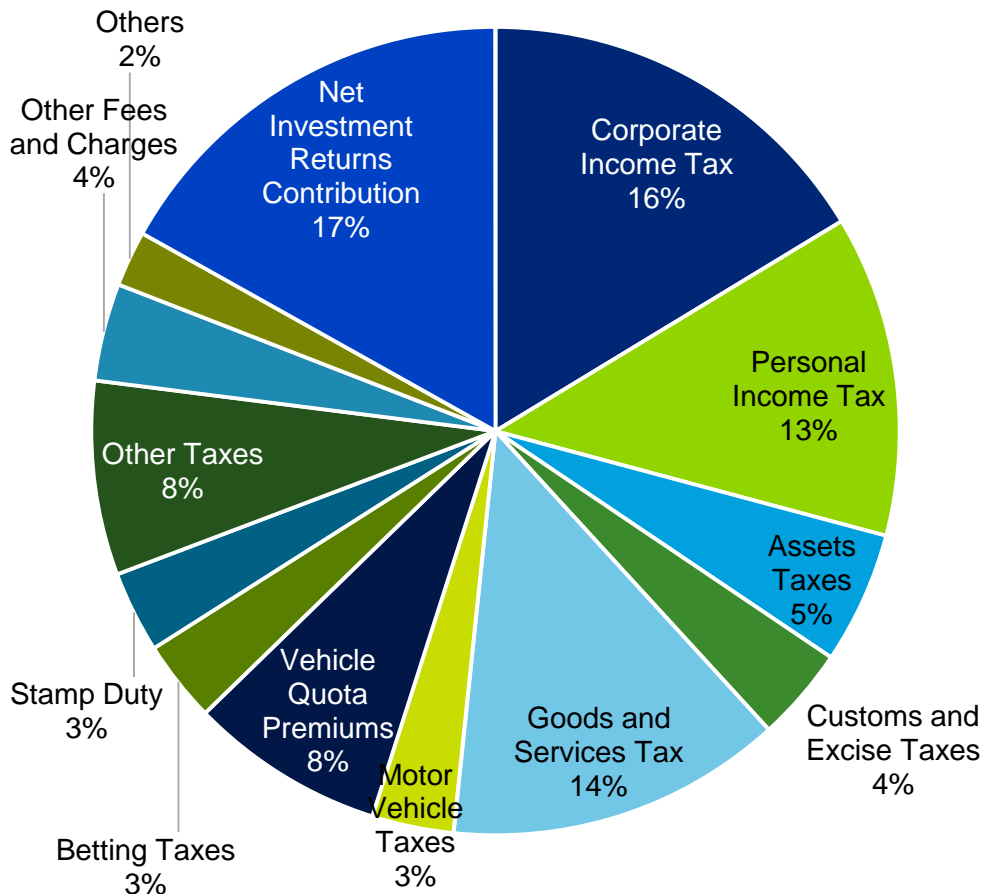
- SECの延長
- 2017年7月より再雇用年齢を65歳から67歳へ引き上げ
- 造船業とプロセス業に対するFWL引き上げの1年延期

2017年度予算案 概要

- FY2017は全体としては\$19億の黒字予算
但し、Primarilyベースでは引き続きの赤字予算(▲ \$8,194 Mil)

歳入 S\$83,560 Million
(2016年 83,034 Million)

歳出 S\$81,654 Million
(2016年 77,855 Million)



2011年—2017年予算 歳入推移

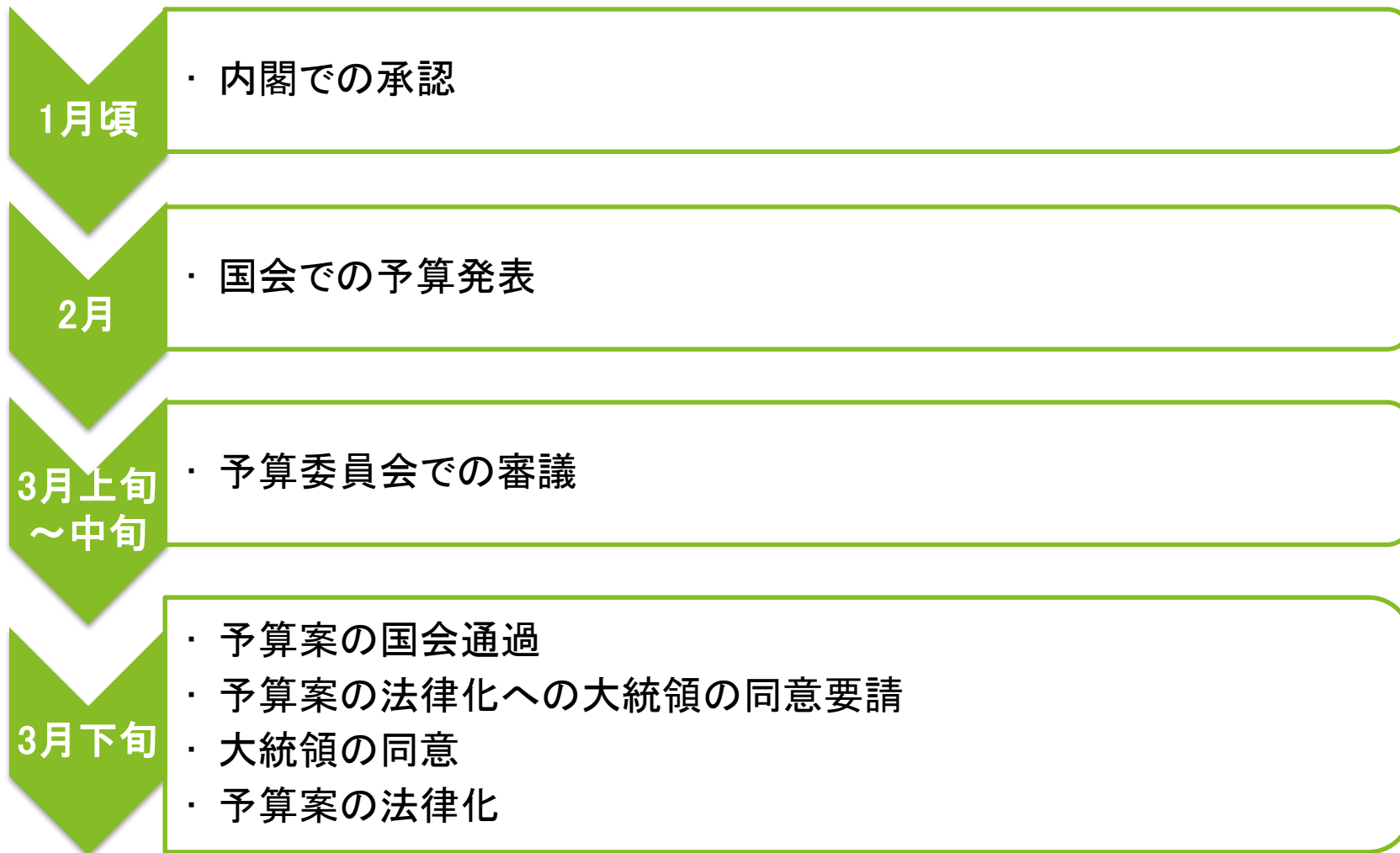
	FY2011	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016 (Revised)	FY2017 (Budgeted)
Corporate Income Tax	12,096	12,821	12,680	13,371	13,815	13,446	13,634
Personal Income Tax	6,871	7,714	7,688	8,927	9,235	10,479	10,740
Assets Taxes	3,902	3,768	4,182	4,341	4,455	4,365	4,410
Customs and Excise Taxes	2,133	2,142	2,189	2,540	2,833	2,751	3,134
Goods and Services Tax	8,687	9,038	9,513	10,215	10,345	10,852	11,252
Motor Vehicle Taxes	1,920	1,803	1,655	1,603	1,760	2,308	2,729
Vehicle Quota Premiums	2,112	2,572	2,722	3,394	5,425	6,863	6,518
Betting Taxes	2,373	2,305	2,379	2,591	2,719	2,688	2,716
Stamp Duty	3,175	4,309	3,930	2,784	2,769	2,940	2,730
Other Taxes	3,307	4,342	5,248	6,097	5,876	6,105	6,481
Other Fees and Charges	2,587	2,708	2,903	3,010	3,249	3,131	3,256
Others	1,914	2,292	1,931	1,965	2,342	2,738	1,850
Net Investment Returns Contribution	7,916	7,870	8,289	8,738	8,943	14,368	14,110
Total	58,993	63,684	65,309	69,576	73,766	83,034	83,560
Ratio	10.4%	8.0%	2.6%	6.5%	6.0%	12.6%	0.6%

2011年—2017年予算 歳出推移

	FY2011	FY2012	FY2013	FY2014	FY2015	FY2016 (Revised)	FY2017 (Budgeted)
Defence	11,276	11,524	11,751	12,295	13,103	13,839	14,207
Education	10,740	10,497	11,638	11,598	11,935	12,660	12,900
Health	3,942	4,671	5,767	7,019	8,933	9,799	10,735
Culture, Community and Youth	-	460	1,215	1,952	2,573	1,961	2,160
Social and Family Development	1,785	1,776	1,639	1,784	2,232	2,516	2,527
Home Affairs	3,141	3,473	3,901	4,467	4,883	5,117	5,777
Economic Development	8,570	9,825	9,574	10,147	15,541	15,475	14,095
Government Administration	1,528	1,904	1,881	2,099	2,162	2,447	2,740
Other	5,581	4,874	4,362	5,287	6,086	7,574	9,931
Special Transfers Excluding Top-ups to Endowment and Trust Funds	2,909	1,458	2,990	3,856	4,369	2,867	2,572
Top-ups to Endowment and Trust Funds	5,517	7,402	5,594	8,500	6,000	3,600	4,010
Total	54,989	57,864	60,312	69,004	77,817	77,855	81,654
		5.2%	4.2%	14.4%	12.8%	0.0%	4.9%

2017年度予算策定の流れ(ご参考)

政府の会計年度は、4月から翌年の3月である。



2017年度予算案 税制改正概要

No.	法人所得税	頁
2-1	法人所得税の税率とリベート	12
2-2	仕組商品から生じる所得の支払に係る源泉税免除の延長	13
2-3	インフラプロジェクト投資に対する税優遇措置の延長	14
2-4	FTCスキームに係る適格取引相手の特定作業の簡素化	15
2-5	GTPスキームの簡素化および拡充	16
2-6	コンピュータ寄付スキームの追加損金算入の廃止	17
2-7	省エネ設備及び技術スキームに係る税務上の加速減価償却の廃止	18
2-8	MDEスキームの廃止	19
2-9	国際仲裁活動に係る優遇税制の廃止	20
2-10	R&DのCSA支払いに対する損金算入判定の簡素化	21
2-11	IRU契約に基づく国際通信海底ケーブル使用料の非居住者に対する支払いに係る源泉税免税の延長	22
2-12	航空機リーススキームの延長・改編	23
2-13	総合投資控除の延長・改編	24
2-14	Intellectual Property(IP) regimeの導入	25

2017年度予算案 税制改正概要

No.	個人所得税	頁
3-1	個人所得税の単年リベートと税率	27

No.	GST	頁
4-1	観光客向けGST還付スキームの対象範囲の縮小	30
4-2	クロスボーダー取引に係るGSTの取り扱い	31

No.	その他	頁
5-1	ディーゼル税および道路税の見直し	33
5-2	CEVSの延長およびVESへの拡充	35
5-3	ETSの延長	36
5-4	二輪車の追加車両登録税－追加課税の導入	37
5-5	炭素税の導入	38
5-6	建設プロジェクト(ABP)スキームの廃止	39
5-7	追加特別雇用クレジット(ASEC)の延長	40
5-8	外国労働者税(FWL)改定－S Pass保持者	41
5-9	外国労働者税(FWL)改定－Work Permit保持者	42

2. 2017年予算案主要項目 (法人所得税関連)

2-1. 法人所得税の税率とリベート

現行			予算案での提案		
概要			概要		
<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税率は17%であるが、最初のS\$300,000の課税所得については以下の部分免税が適用される。 			<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税率及び部分免税の取扱いは改正なし。 中小企業支援を目的として2017賦課年度の法人所得税額の50%の控除上限をS\$20,000からS\$25,000に引き上げる。 2018賦課年度からは法人所得税額の20%とし、上限をS\$10,000とする。 		
課税所得	免税割合	課税割合			
最初のS\$10,000まで	75%	25%			
次のS\$290,000まで	50%	50%			
S\$300,000を超える部分	-	100%			
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援を目的として各賦課年度の法人所得税額の50%(上限 S\$20,000)を税額控除する。 					
適用期間			適用期間		
<ul style="list-style-type: none"> 2016から2017賦課年度まで 			<ul style="list-style-type: none"> 2017から2018賦課年度まで 		

2-2. 仕組商品から生じる所得の支払に係る源泉税免除の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">金融機関によって組成された仕組商品から生じる所得で、非居住者(個人以外)に対する支払いについて源泉税を免除する。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2007年1月1日から2017年3月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">当該免税措置を2021年3月31日まで延長する。免税の条件は従前と同様 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2021年3月31日まで

2-3. インフラプロジェクト投資に対する税優遇措置の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">インフラプロジェクトへの投資に対して現在以下の優遇措置が講じられている。a) 適格プロジェクト債券からの適格収入に対するの免税b) シンガポール証券取引所上場会社が受け取る適格インフラプロジェクト/資産からの適格収入に対するの免税c) 承認されたインフラ信託またはインフラファンドの管理運用によりファンドマネジャーが受け取る適格収入に対しては、10%の軽減税率を適用d) 適格インフラプロジェクト/資産をシンガポール証券取引所上場または上場予定会社へ譲渡する際の印紙税免除 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2017年3月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">左記d)印紙税免除を除き、制度延長された。2017年5月までにMAS(金融管理局)より詳細公表 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2022年12月31日まで左記d)印紙税免除は、2017年3月31日をもって廃止

2-4. FTCスキームに係る適格取引相手の特定作業の簡素化

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• グループ企業に対してファイナンス機能等を提供し、Finance Treasury Centre (FTC) の認定を受けた場合、適格業務から生じる所得(例: 利息収益等)に対して8%の軽減税率が適用される。• 海外銀行や承認されたグループ企業からの借入・預入に係る利払いにおいて、シンガポールの源泉税が免除される。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 税務特典を得られるのは、FTC認定企業がEDB(経済開発庁)が認める適格取引相手(approved network companies等)と適格業務を行う場合のその適格業務から生じる所得等に対してであるが、一定の取引に係る適格取引相手の特定作業が簡素化される。• これにより、FTC認定企業のコンプライアンス対応に係る負担が軽減されると期待される。• 当該変更は、FTCの新規または更新の申請を2017年2月21日以降に行った場合に適用される。• 2017年5月までにEDB(経済開発庁)より詳細公表

2-5. GTPスキームの簡素化および拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 貿易(トレーディング)を営む企業がGlobal Trader Programme (GTP) の認定を受けた場合、適格取引から生じる所得に対して5%または10%の軽減税率が適用される。• 軽減税率の適用対象は適格取引相手(例:外国企業、GTP認定企業)との取引に限定されている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 適格取引の取引相手についての要件を廃止する。その結果、取引相手にかかわらず、適格取引から生じる所得には軽減税率が適用されることになる。• 以下から生じる所得も軽減税率の対象とする。<ul style="list-style-type: none">➢ シンガポールにおいて消費する、または航空機もしくは船舶に燃料を補給する目的で相場商品(コモディティ)を購入する物流取引(physical trading)➢ シンガポールにおいて相場商品(コモディティ)を貯蔵する、または相場商品(コモディティ)に物理的な改変を加えることで付加価値を与える活動(例:精製、調合、加工、小分け)• 上記の変更は、2017年2月21日以降に生じる所得から適用される。• また、2017年2月21日以降に行われるGTPの新規または更新の申請については、実態要件が厳格化される。• 2017年5月までにIES(国際企業庁)より詳細公表

2-6. コンピューター寄付スキームの追加損金算入の廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">ITの使用を奨励する目的で、企業が特定の教育機関、研究機関やその他の機関及びすべてのIPC (Institutions of a Public Character: 認定された一定の公的団体) にコンピューター(ハードウェア、ソフトウェア、周辺機器を含む)を寄付した場合、250%相当額の損金算入が可能とされている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">導入時の目的は達成されたため、本スキームは廃止される。本スキームの当初目的は、最新のIT技術に触れる機会が限られた低所得者家族の学生に対して、IT機器が使用できる環境を提供することであった。近年、生活水準の向上並びにIT環境の改善により、以前と比較して年齢が低いうちからIT技術に接触する機会が増えている。また、特定機関及びIPCの運営や管理において自動化が進んでいるため、コンピューターの寄付を受ける必要性が低下してきている。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2017年2月20日より

2-7. 省エネ設備及び技術(ADA-EEET)スキームに係る税務上の加速減価償却の廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">認定された省エネ設備に係る資本的支出は、通常の3年償却の代わりに、シンガポール所得税法19A条(6)項において、1年償却が認められている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">過去数年間に亘って、省エネ設備を対象とした投資控除スキームや、生産性向上を対象とした投資に対する政府補助金といった新しい優遇税制が、省エネを促進される目的で導入された。上記の優遇制度を簡素化する目的で、1996年に導入されたADA-EEETスキームは、2018年1月1日以降に設置される設備から廃止される。 <p>廃止時期</p> <ul style="list-style-type: none">2018年1月1日より

2-8. MDEスキームの廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">メディア・デジタルエンターテイメント(MDE)企業が取得した知的財産権(映画、テレビ番組、アニメ、ゲーム等)に関して、2年間の加速償却が認められている。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018賦課年度まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">当該加速償却措置は2018賦課年度をもって廃止する。今後は各知的財産権に応じて、選択により5年、10年、15年のいずれかの期間にわたり償却することとなる。

2-9. 国際仲裁活動に係る優遇税制の廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">国際仲裁活動の拡大のため、当該業務から得た適格増加所得について5年間50%の免税が認められていた。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2017年6月30日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">当該優遇税制を設けることにより、国際仲裁機関としての位置付けを強化することを目的としていたが、その目的を達したと考えられるため、当該優遇税制を廃止する。

2-10. R&DのCSA支払いに対する損金算入判定の簡素化

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• コストシェアリング契約(CSA)に基づく支払い(CSA支払い)については、シンガポール所得税法14D条が定める研究開発(R&D)費用として損金算入が認められている。• ただし、同法15条により、特定の種類の費用は損金算入が認められていないため、法人税計算に際しては、CSA支払いの内訳を示して個別に損金算入可否を判定することが必要とされている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 適格R&DプロジェクトのためのCSA支払いの75%を、シンガポール所得税法14D条に基づき損金算入することが認められる。なお、従来通り、個別に損金算入可否を判定することも可能。• これにより、CSA支払いの内訳を示す必要が無くなり、コンプライアンス対応に係る負担が軽減される。• 当該変更は、2017年2月21日以降のCSA支払いに適用される。• 2017年5月までにIRAS(内国歳入庁)より詳細公表

2-11. IRU契約に基づく国際通信海底ケーブル使用料の 非居住者に対する支払いに係る源泉税免税の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">原則として、Indefeasible Rights of Use (IRU:破棄し得ない使用权)契約に基づく国際通信海底ケーブルの使用料は源泉税の対象である。ただし、通信事業者が国際ネットワークを構築することを奨励するため、非居住者に対する当該使用料に係る源泉税は2003年より免税とされている。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2018年2月27日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">デジタル経済の成長とシンガポールをデータフローの主要ハブ化の推進を目的として制度延長された。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2023年12月31日まで

2-12. 航空機リーススキームの延長・改編

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">航空機リーススキーム(ALS: Aircraft Leasing Scheme)は次の税務恩典がある。認定航空機リース事業者が、所得税法43Y条に定める航空機または航空機エンジンのリースおよび適格付随活動(例:航空会社の航空機または航空機エンジン取得のためのローン)から生じる所得について5%または10%の軽減税率を適用認定航空機投資運用会社が、所得税法43Z条に定める認定航空機リース事業者に対する運営管理および適格活動から生じる所得について10%の軽減税率を適用2017年3月31日以前締結の一定要件を満たす航空機または航空機エンジン取得のための適格ローンに係る非居住者に対する支払は源泉税が免除される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2017年3月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">改正・改編の内容は次の通りである。a) 認定航空機リース事業者による適格付随活動のうち、航空機または航空機エンジン取得のためのローンは、航空会社だけではなく、いかなる借り手に対するローンも対象となる。b) 認定航空機リース事業者に対する5%または10%の軽減税率が8%に一本化される。2017年5月までにEDB(経済開発庁)より詳細公表 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2022年12月31日まで延長上記a)は2017年2月21日以降に生じる所得から適用され、b)は2017年4月1日以降の新規申請または更新から適用される。源泉税の免除は、2022年12月31日以前に締結された適格ローンが対象

2-13. 総合投資控除の延長・改編

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">2012年に総合投資控除 (IIA: Integrated Investment Allowance) が導入され、EDB (経済開発庁) からの認可プロジェクトに係る申請企業の製品の製造のため<u>のみに</u> (<u>solely</u>)、国外で国外企業において使用される適格生産設備に対する支出について、通常のキャピタルアローワンスに加えて、追加的な損金算入が認められている。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2017年2月28日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"><u>主として</u> (primarily)、EDB (経済開発庁) からの認可プロジェクトに係る申請企業の製品の製造のために、国外で国外企業において使用される適格生産設備に対する支出が対象となる。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">2022年12月31日まで延長上記変更は、2017年2月21日以降に認可されたプロジェクトにおける支出に適用される。

2-14. Intellectual Property (IP) regimeの導入

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">知的財産 (IP: Intellectual Property) から生じる所得 (IP income) は、EDB認可の Pioneer-Services/Headquarters または Development and Expansion Incentive (DEI)-Services/Headquarters のいずれかで、そのIPに係る活動が適格活動に係る所得として認められている場合に税務恩典が与えられている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">IP incomeは、既存の左記税務恩典の中でカバーせず、新たにIP Development Incentive (IDI)制度を設けて、その中で税務恩典を与える予定である。シンガポール納税者が実施するR&D活動、または、第三者による委託R&D活動の成果であるIPを利用することで生じる所得をIDIの対象とする。具体的には、IPのライセンスに係るロイヤルティ収入、および、Supply chain principalが得る利益に含まれる隠れた (embedded) ロイヤルティも対象になる。2017年7月1日以降に付与されるPioneer/DEI incentiveはIP incomeを対象としない。2017年5月までにEDB (経済開発庁) より詳細公表 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">IDIは2017年7月1日から施行

3. 2017年予算案主要項目 (個人所得税関連)

3-1. 個人所得税の単年リベートと税率(1/2)

個人所得税リベート

税務上居住者に対して、個人所得税の20%(上限S\$500)の単年リベートを実施する

適用期間

- 2017賦課年度

個人所得税税率変更決定

2015年に発表されていた個人所得税率の引き上げを、2017賦課年度より、予定通り実施する

適用期間

- 2017賦課年度以降

3-1. 個人所得税の単年リベートと税率(2/2)

2017賦課年度以降			
	課税所得(S\$)	税率(%)	税額(S\$)
最初の	20,000まで	0	0
次の	10,000まで	2	200
最初の	30,000まで	-	200
次の	10,000まで	3.5	350
最初の	40,000まで	-	550
次の	40,000まで	7	2,800
最初の	80,000まで	-	3,350
次の	40,000まで	11.5	4,600
最初の	120,000まで	-	7,950
次の	40,000まで	15	6,000
最初の	160,000まで	-	13,950
次の	40,000まで	18	7,200
最初の	200,000まで	-	21,150
次の	40,000まで	19	7,600
最初の	240,000まで	-	28,750
次の	40,000まで	19.5	7,800
最初の	280,000まで	-	36,550
次の	40,000まで	20	8,000
最初の	320,000まで	-	44,550
それ以上	320,000超	22	

4. 2017年予算案主要項目 (GST)

4-1. 観光客向けGST還付スキームの対象範囲の縮小

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 一定要件を充たした観光客は、シンガポール国内で購入した商品に係るGSTの還付請求ができる。• 観光客向けGST還付スキームは、空路（チャンギ国際空港及びセレタ空港）から出国する観光客が対象である。2013年1月から、国際クルーズ船でクルーズ船用ターミナル（マリナベイ・クルーズセンター及びハーバーフロントセンターの国際旅客ターミナル）から出国する観光客も対象となっている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• シンガポールにある2つのクルーズ港（マリナベイ・クルーズセンター及びハーバーフロントセンターの国際旅客ターミナル）での観光客GST還付件数が、非常に少ないため、国際クルーズ船で出国する観光客に対しては、GST還付スキームの適用が廃止される。• 2017年4月までにIRAS（内国歳入庁）より詳細公表 <p>廃止時期</p> <ul style="list-style-type: none">• 2017年7月1日以降に購入する商品から廃止され、それ以前の購入分に関しては、2017年8月31日までGST還付請求が可能である。

4-2. クロスボーダー取引に係るGSTの取り扱い

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">現行では、クロスボーダー取引に係るGSTの取り扱いに関して、明確なルールは存在しない。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">域内各国の対応と一致した形で、クロスボーダーでのサービス提供及び少額商品の輸入のGST上の取り扱いを等しくするよう制度改正が可能かどうか、調査中であることが公表された。国際貿易促進のため、現行のGST制度において、海外からの購買は、国内の購買とは異なる取り扱いとなっている。例えば、国外サプライヤーから購入したサービスは、GST課税対象外となる。S\$ 400を超えない商品を郵便で輸入した場合、輸入時にGSTが課せられない。BEPS アクション 1 報告書では、上述のような取り扱いのミスマッチへの対応策に言及している。日本、韓国、ニュージーランドが、対応策を導入した国の例として挙げられる。当該国では、一定の国外サプライヤーは間接税の課税業者登録をする必要があり、当該国の国内消費者に対する電子サービスの販売に間接税を課して、簡素化された間接税申告書の提出により、当該国の税務当局に申告する義務がある。オーストラリアも税改正を公表済で、2017年7月以降、郵便での商品の輸入に係わるGST免除基準額を撤廃し、商品の価格に係らず、郵便で輸入するすべての商品にGSTが課せられる。

5. 2017年予算案主要項目 (その他)

5-1. ディーゼル税および道路税の見直し(1/2)

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル自動車(乗用車およびタクシー)に、排出ガス規制値に基づく特別税(Special Tax)が課されている。 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車に燃料1リットル当たりS\$0.10のディーゼル税を新たに課す。ディーゼル自動車に限定されず、工業用ディーゼル車およびバイオディーゼル車(に含まれるディーゼル燃料分)も対象。 緩和措置として、現行の排出ガス規制値に基づく特別税の減額(表1参照)および商用車に対する道路税の払い戻し(表2参照)を行う。

表1: 特別税の減額(半年分)

車の種類	排出ガス規制	現行	提案
乗用車	ユーロ4不適合	ガソリン車の道路税の6倍	左記 - S\$50
	ユーロ4適合	1cc当たりS\$0.625(最低S\$625)	左記 - S\$50(最低S\$575)
	ユーロ5またはJPN2009適合	1cc当たりS\$0.20(最低S\$200)	左記 - S\$50(最低S\$150)
タクシー	N/A	S\$2,550	S\$2,125

5-1. ディーゼル税および道路税の見直し(2/2)

表2: 商用車に対する道路税の払い戻し

期間	払い戻し割合
2017年8月1日～2018年7月31日	100%
2018年8月1日～2019年7月31日	75%
2019年8月1日～2020年7月31日	25%

5-2. CEVSの延長およびVESへの拡充

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">2013年に導入された炭素排出量に基づく自動車スキーム(CEVS)により、新車の購入または中古車の輸入に際して、二酸化炭素(CO2)排出量に応じて、払い戻しまたは課徴金の賦課が行われている。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">CEVSを2017年12月31日まで延長する。2018年1月1日以降、CO2に加えて以下も対象に追加する。<ul style="list-style-type: none">窒素酸化物(NOx)炭化水素(HC)粒子状物質(PM)一酸化炭素(CO)上記の拡充に合わせて、名称を「Vehicular Emissions Scheme(VES)」に変更する。VESは2年間運用し、終了する2019年12月31日までに有効性を検証する。

5-3. ETSの延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• ETSは、環境に優しい排気基準を満たす車両購入を推奨するための優遇制度。• カテゴリーC(商用車、バス)の古いディーゼル車をユーロ5適合以上の環境に優しい車に買い替える場合、既存車両の車両購入権(COE)の残存期間を新車両に移すことができる。• さらに、COE残存期間の10%または20%のボーナス期間が加算される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2017年7月31日まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 当該制度の運用期間を2年間延長する。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 2019年7月31日まで

5-4. 二輪車の追加車両登録税 – 追加課税の導入

現行	予算案での提案								
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 二輪車の登録時には、公開市場価値 (OMV, Open Market Value) の15%の追加車両登録税 (ARF, Additional Registration Fees) が徴収される。 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 二輪車はこれまで定率の追加車両登録税 (ARF) のみ課されていたが、今後は二輪車の公開市場価値 (OMV) に見合った多段階の課税が導入される。 車両購入権 (COE) と共に登録されるすべての二輪車に、下記の税率が適用される。 <table border="1" data-bbox="1079 772 1984 1153"> <thead> <tr> <th>二輪車の公開市場価値 (OMV)</th> <th>追加車両登録税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初のS\$5,000まで</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>次のS\$5,000 (S\$5,001からS\$10,000)</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>S\$10,000を超える部分</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年2月21日以降 	二輪車の公開市場価値 (OMV)	追加車両登録税率	最初のS\$5,000まで	15%	次のS\$5,000 (S\$5,001からS\$10,000)	50%	S\$10,000を超える部分	100%
二輪車の公開市場価値 (OMV)	追加車両登録税率								
最初のS\$5,000まで	15%								
次のS\$5,000 (S\$5,001からS\$10,000)	50%								
S\$10,000を超える部分	100%								

5-5. 炭素税の導入

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 現行では炭素税は導入されていない。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">• 2016年9月に、シンガポール政府は気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく「パリ協定」を批准した。• 上記に基づき、環境への配慮を促すため、政府は2019年から温室効果ガス1トンあたりS\$10～20を課す炭素税を導入する。• 電気使用者ではなく発電所や企業が徴収の対象予定。• 今後、導入前に産業及び公衆のフィードバックを受ける予定。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">• 暦年2019年から導入する方針

5-6. 建設プロジェクト(ABP)スキームの廃止

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">開発・整備中の土地については、その工事の期間中、建設プロジェクト(Approved Building Project, ABP)スキームに基づいて最大3年間の資産税の免除が受けられる。(一定の条件あり)	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">ABPスキームの失効後は、開発・整備中の土地に対しても資産税が徴収される。ABPスキームは2017年4月1日以降廃止予定。

5-7. 追加特別雇用クレジット(ASEC)の延長

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">特別雇用クレジット(Special Employment Credit, SEC)の支給は、50歳超のシンガポール国民の雇用を推奨するため、2011年の予算案において導入が発表された。50歳超で月収S\$4,000未満の従業員の雇用者は、月収の8%相当額(上限S\$240)が補助金として支給される。2015年予算案で、SECの強化のため65歳以上の従業員については追加の特別雇用クレジット(Additional Special Employment Credit, ASEC)の導入が発表された。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">暦年2012年から2016年まで	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">(SEC)2019年までSECの適用期間が延長されるが、対象者は50歳超から<u>55歳以上</u>に引き上げられ、補助額も以下の通り引き下げられる。(2016年予算案の提案) 55～59歳: 月収の3%相当額(上限S\$90) 60～64歳: 月収の5%相当額(上限S\$150) 65歳以上: 月収の8%相当額(上限S\$240)(ASEC)65歳以上の従業員については67歳になるまでSEC 8%に追加してASEC 3%(合計で月収の11%相当額、上限S\$330)の補助金の支給が延長される。 <p>適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">SEC: 暦年2017年から2019年までASEC: 2017年7月1日から2019年3月31日まで

5-8. 外国人労働者税 (FWL)改定 – S Pass保持者

現行		予算案での提案	
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> S Passと呼ばれる種類の就労ビザを保持する外国人労働者を雇用する際、雇用者に外国人労働者税 (Foreign Worker Levy、FWL) の支払が義務付けられている。 S Passに関するFWLの税額は、2016年予算案にて2016年7月1日以降の増額が発表され、下表のとおり増額された。 		<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年予算案で増額した下表の税額を維持することを2017年予算案で発表した。 	
業種	全従業員に対する外国人の雇用上限率(DRC)	FWLの税額 (S\$)	
		2014年7月1日以降	2016年7月1日以降
サービス業	10%以下	315	330
	10超～15%以下	550	650
その他の業種	10%以下	315	330
	10超～20%以下	550	650

5-9. 外国人労働者税 (FWL)改定 – Work Permit保持者(1/2)

現行	予算案での提案
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">労働許可証 (Work Permit) と呼ばれる種類の就労ビザを保持する外国人労働者を雇用する際、雇用者に外国人労働者税 (Foreign Worker Levy、FWL) の支払が義務付けられている。建設業及び造船運・加工業においては、一部の国からの労働者に対する Work Permit の発給申請に係る新規外国人採用枠 (Man-Year Entitlement, MYE) が定められている。建設業において MYE の対象から除外されるための要求就労経験年数が、2017年7月1日以降2年から3年に延長された。	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">建設業における Work Permit 保持者のうち MYE 対象者に対する FWL の税額は 2017年7月1日以降は S\$650 から S\$700 に増額される。(次ページの表の赤字部分)造船運・加工業においては、現行の軽減税額を変更せずに 2018年6月31日まで1年延長。

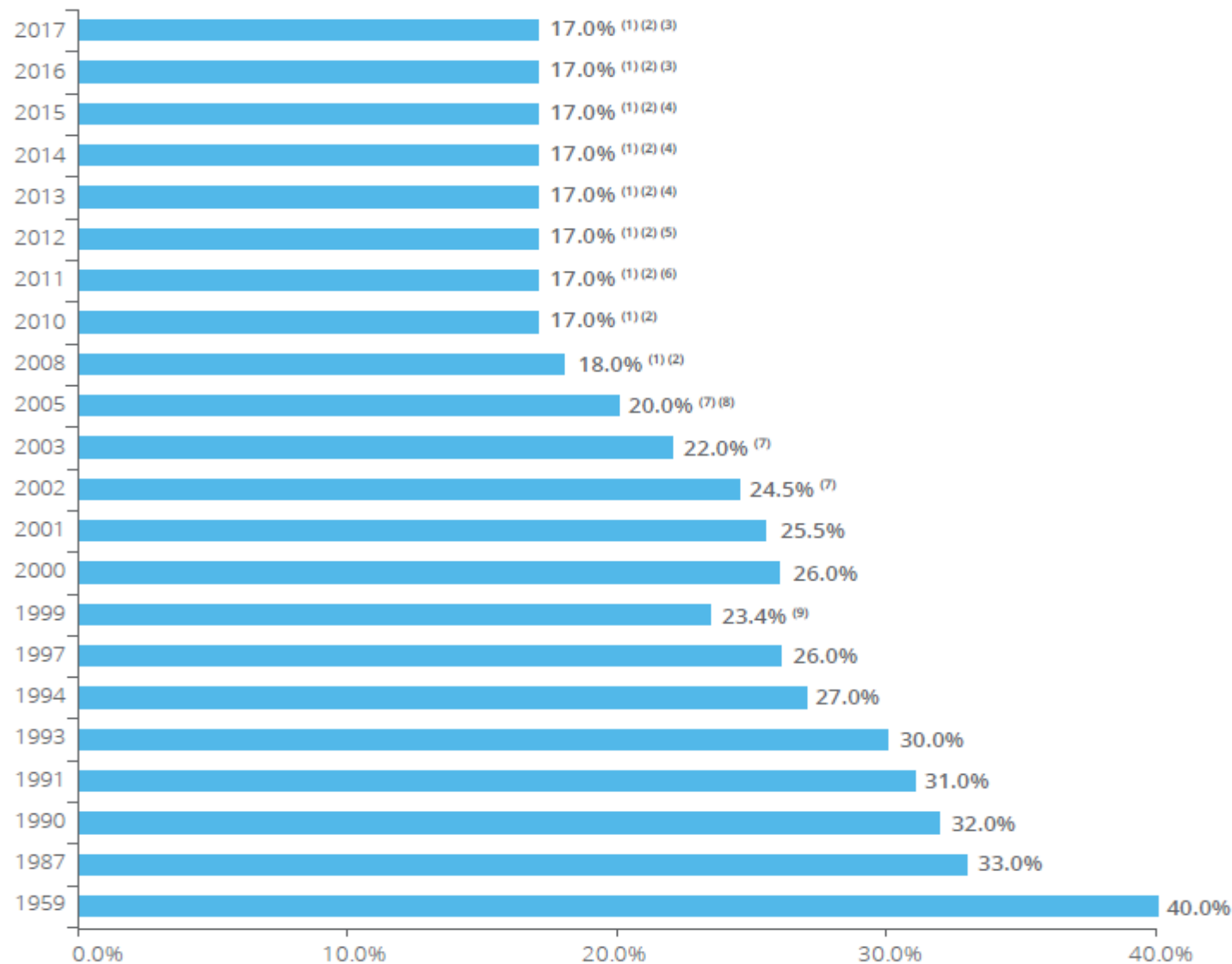
5-9. 外国人労働者税 (FWL)改定 – Work Permit保持者(2/2)

業種	全従業員に占める Work Permit保持者 の割合	MYE	現行	予算案での提案	
			FWLの税額 (S\$) (熟練労働者/ 非熟練労働者)		
			2016年 7月1日以降	2017年 7月1日以降	2018年 7月1日以降
建設業	87.5%以下	対象者	300/ 650	300/ 700	300/ 700
		非対象者	600/ 950	600/ 950	600/950
サービス業	10%以下	-	300/ 450	300/ 450	-
	10超～25%以下	-	400/ 600	400/ 600	-
	25超～40%以下	-	600/ 800	600/ 800	-
造船業	83.3%以下	-	300/ 400	300/ 400	-
加工業	87.5%以下	対象者	300/ 450	300/ 450	-
		非対象者	600/ 750	600/ 750	-
製造業	25%以下	-	250/ 370	250/ 370	-
	25超～50%以下	-	350/ 470	350/ 470	-
	50超～60%以下	-	550/ 650	550/ 650	-

参考資料

資料A シンガポールの法人税率 1959～2017賦課年度(1/2)

Singapore corporate tax rates
For the YAs 1959 to 2017

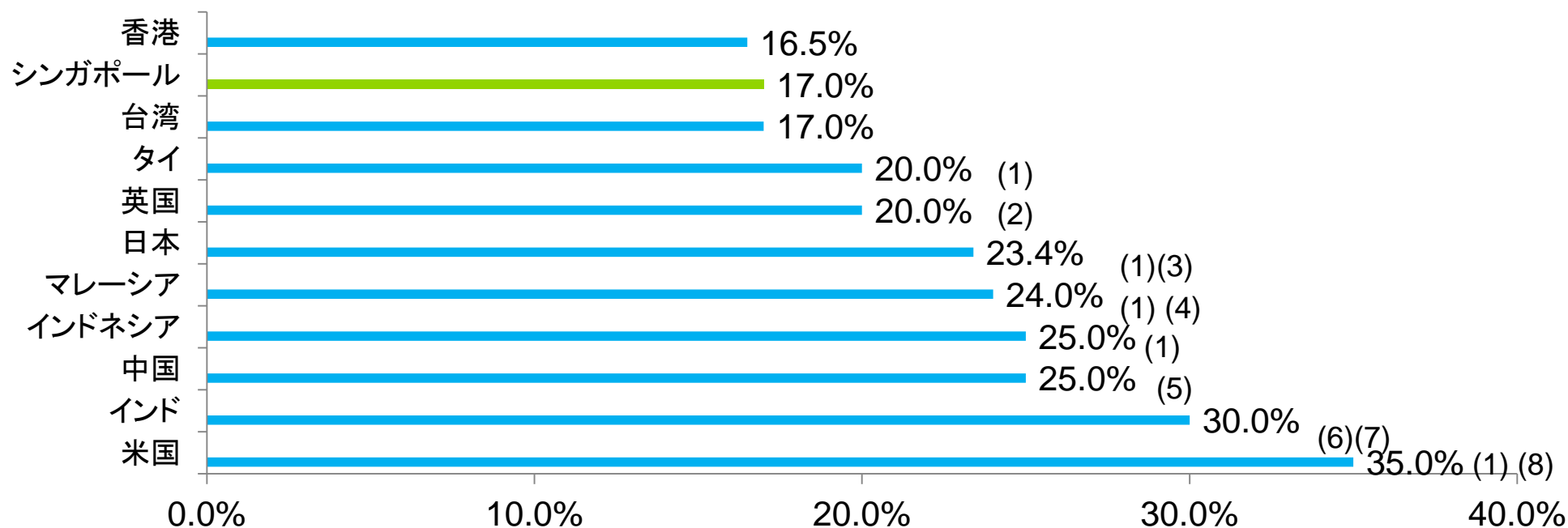


資料A シンガポールの法人税率 1959～2017賦課年度(2/2)

注記(前頁の表に関する)

- (1) 課税所得の最初のS\$10,000の75%、その次のS\$290,000の50%は免税
- (2) 適格新設会社については、2008賦課年度以降の最初の連続した3年間の課税所得の最初のS\$100,000、その次のS\$200,000の50%は免税
- (3) 法人所得税支払額に対する50%の法人所得税リベート(上限S\$20,000、ただし賦課年度2017年は\$25,000)
- (4) 法人所得税支払額に対する30%の法人所得税リベート(上限S\$30,000)
- (5) 売上の5%相当額の中小企業助成金(上限S\$5,000)
- (6) 下記の法人所得税リベート、または中小企業補助金のいずれか高い方
 - 2011賦課年度の法人所得税支払額に対する20%の法人所得税リベート(上限S\$10,000)
 - 売上の5%相当額の中小企業助成金(上限S\$5,000)
- (7) 課税所得の最初のS\$10,000の75%、その次のS\$90,000の50%は免税
- (8) 新設会社については、2005賦課年度以降の最初の連続した3年間、最初のS\$100,000まで免税
- (9) 実効税率(10%タックスリベート差引後税率)

資料B 各国の法人税率の比較

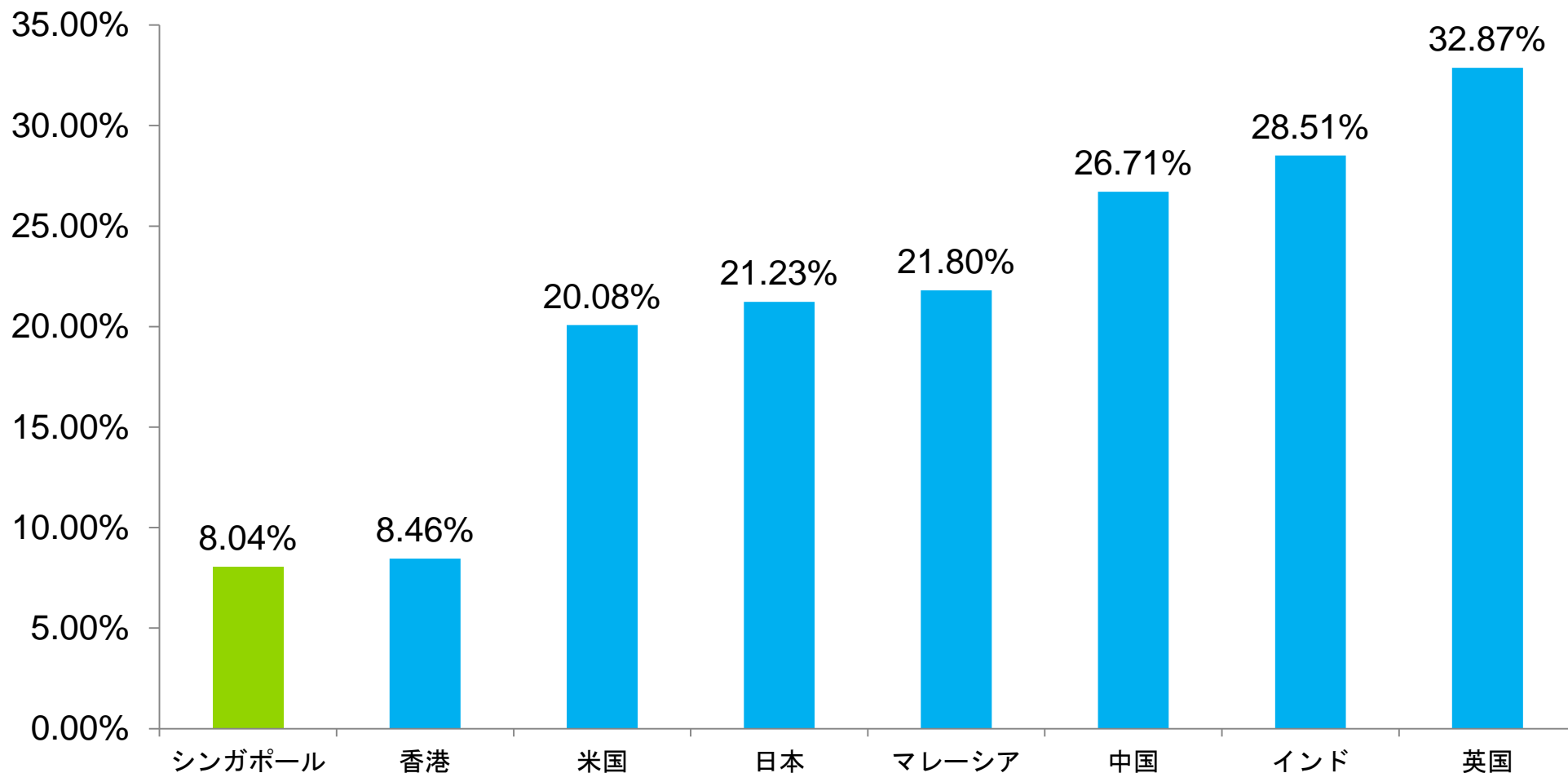


注記

- (1) 一定水準を下回る課税所得には低い税率を適用
- (2) 2017年4月1日より19%に、2020年4月1日より17%に引き下げ
- (3) 法人住民税、法人事業税を考慮した実効税率は約30%。
- (4) マレーシア予算案によると、賦課年度2017・2018は24%を保持。なお、直前課税年度より課税所得が最低5%増加する場合、法人税率を20-23%に引き下げることが提案されている。
- (5) 一定条件を満たす小規模事業者は10%或いは20%を適用、国家奨励ハイテク企業は15%を適用
- (6) 外国法人の税率は40%。両税率はともに超過税および教育税(合計2%から12%)を含まない
- (7) インド2017年予算案によると、中小法人で賦課年度2015-2016の年間売上がINR500milを超えない法人については法人税率を25%に引き下げることが提案されている。
- (8) 最高実効税率は概ね39.5%

資料C 各国の個人所得税(実効税率)の比較

2017賦課年度(配偶者と子供2人、年収S\$200,000を想定)



Q&A

お困りのことがありましたら、以下の者にお気軽にご相談ください

お問い合わせ先



所属部署	氏名	役職	電話番号	メールアドレス
JSG	丸山 友康 (Tomoyasu Maruyama)	Partner	+65 6530 5582	tommaruyama@deloitte.com
	上田 雅也 (Masaya Ueda)	Partner	+65 6800 2020	masueda@deloitte.com
	山本 大輔 (Daisuke Yamamoto)	Senior Manager	+65 6531 5036	dyamamoto@deloitte.com
	森口 晴美 (Harumi Moriguchi)	Manager	+65 6216 3263	hmoriguchi@deloitte.com
	永田 敦子 (Atsuko Nagata)	Manager	+65 6530 8006	natsuko@deloitte.com
	江上 志保 (Shiho Egami)	Manager	+65 6216 3383	segami@deloitte.com
	坂入 おり絵 (Ori Sakairi)	Assistant Manager	+65 6800 2170	osakairi@deloitte.com
	長谷川 亜矢子 (Ayako Hasegawa)	Administrator	+65 6216 3319	ayhasegawa@deloitte.com
Tax	黒坂 史明 (Fumiaki Kurosaka)	Manager	+65 6531 5097	fkurosaka@deloitte.com
	高木 格 (Itaru Takaki)	Senior Manager	+65 6216 3129	itakaki@deloitte.com



About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/sg/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 290 partners and over 7,400 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Singapore

In Singapore, services are provided by Deloitte & Touche LLP and its subsidiaries and affiliates.

Disclaimer

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is an accounting limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act (Chapter 163A).